

令和 7 年 9 月 井手町

# 9 月 定 例 会 会 議 錄

井 手 町 議 会

## 令和7年9月井手町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月8日)

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
谷田利一議員	8
1 今後の保育園のあり方について	
2 「合葬式墓地」の整備について	
小割直彦議員	12
1 小・中学校の熱中症対策としてのウォーターサーバー設置について	
田中保美議員	14
1 町内で観光資源となっている公園の環境整備について	
2 玉川周辺の整備について	
鎌田隆宏議員	17
1 クマの出没に対する本町の対策について	
2 コンビニ等を活用した更なる住民サービスの向上について	
脇本尚憲議員	22
1 「井手町LINE公式アカウント」の更なる活用	
2 山城多賀駅前商業施設の現状と今後の展開	
岡田久雄議員	26
1 子育てにおけるソーシャルワーカーの配置について	
2 空き家問題について	
木村健太議員	31

1 新たな防災訓練のあり方について	
谷田健治議員	3 6
1 職場における熱中症対策の強化について	
2 給水機・ウォーターサーバーの設置について	
3 「やさしい日本語」の活用など外国人の方への対応について	
報告第 9 号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）	4 6
議案第 53 号 工事請負契約について同意を求める件	4 7
議案第 54 号 財産取得について同意を求める件	4 9
議案第 55 号 財産取得について同意を求める件	5 0
議案第 44 号 令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）	5 2
議案第 45 号 令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 2 回）	6 2
議案第 46 号 令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）	6 3
議案第 47 号 令和 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	6 4
議案第 48 号 令和 7 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 1 回）	6 6
散会	6 8
署名議員	6 9

#### 第 2 号（9月12日）

応招・不応招議員	7 1
出席・欠席議員	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員	7 1
議事日程	7 3
開会	7 4
会議録署名議員の指名	7 4
令和 6 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について	7 4
議案第 49 号 令和 6 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険」歳入歳出決算認定の件	7 5

議案第 5 0 号	令和 6 年度井手町水道事業会計決算認定の件	7 5
議案第 5 1 号	令和 6 年度井手町下水道事業会計決算認定の件	7 5
議案第 5 2 号	令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	7 5
議案第 4 1 号	井手町議會議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 3
議案第 4 2 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	8 4
議案第 4 3 号	井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件	9 1
散会		9 3
署名議員		9 4

### 第 3 号 (9 月 24 日)

応招・不応招議員	9 5	
出席・欠席議員	9 5	
出席事務局職員	9 5	
出席説明員	9 5	
議事日程	9 7	
開会	9 8	
会議録署名議員の指名	9 8	
議案第 4 9 号	令和 6 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険」 歳入歳出決算認定の件	9 8
議案第 5 0 号	令和 6 年度井手町水道事業会計決算認定の件	9 8
議案第 5 1 号	令和 6 年度井手町下水道事業会計決算認定の件	9 8
議案第 5 2 号	令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	9 8
議案第 5 6 号	井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	1 0 4
令和 6 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について		1 0 5
議員派遣の件		1 0 6

閉会中の継続調査の申出について	106
閉会	106
署名議員	107

第 1 号 (令和 7 年 9 月 8 日)

会 議 錄

定 例 会

(開会)

# 令和 7 年 9 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

令和 7 年 9 月 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 7 年 9 月 8 日午前 9 時 59 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 7 年 9 月 8 日午後 2 時 59 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番 木村 健太

2 番 谷田 健治

3 番 鎌田 隆宏

4 番 小割 直彦

5 番 田中 保美

6 番 奥田 俊夫

7 番 脇本 尚憲

8 番 谷田 利一

9 番 岡田 久雄

不応招議員

なし

出席議員

1 番 木村 健太

2 番 谷田 健治

3 番 鎌田 隆宏

4 番 小割 直彦

5 番 田中 保美

6 番 奥田 俊夫

7 番 脇本 尚憲

8 番 谷田 利一

9 番 岡田 久雄

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4 番 小割 直彦

9 番 岡田 久雄

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇

議会書記 新田 純平

議会書記 小谷 光幸

議会書記 横田 雄大

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西島 寛道

副町長 脇本 和弘

教 育 長	中田 邦和	参 与	山之江 亨	
参 与	片岡 美佳		理事兼学校教育課長事務取扱	木村 恵理
理事兼住民福祉課長事務取扱	花木 秀章		理事兼税務課長事務取扱	木田 ゆかり
理事兼こども家庭センター所長事務取扱	堀 忍	総 務 課 長	平間 克則	
安心・安全推進課長	菱本 嘉昭	企 画 財 政 課 長	高江 裕之	
会計管理者・会計課長兼務	岩村 恭子	保 健 医 療 課 長	中谷 誠	
高齢福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務	坂井 幸一郎	保 健 セン ター 所 長	畠中 博之	
建 設 課 長	辻井 祐介	産 業 環 境 課 長	奥山 英高	
上 下 水 道 課 長	仁木 崇	同 和・人 権 政 策 課 長	西 島 豊 広	
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	林田 夕加	社 会 教 育 課 長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺 井 佳 孝	
学校給食センター所長	梶田 篤志	企 画 財 政 課 参 事	吉 岡 正 博	
学校 教 育 課 参 事	北川 拓男			

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 令和 7 年 9 月 井手町議会定例会

## 議 事 曰 程 [第 1 号]

令和 7 年 9 月 8 日 (月) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について (工事請負契約変更)
- 第 6 議案第 53 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 7 議案第 54 号 財産取得について同意を求める件
- 第 8 議案第 55 号 財産取得について同意を求める件
- 第 9 議案第 44 号 令和 7 年度井手町一般会計補正予算 (第 3 回)
- 第 10 議案第 45 号 令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算 (第 2 回)
- 第 11 議案第 46 号 令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 1 回)
- 第 12 議案第 47 号 令和 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 13 議案第 48 号 令和 7 年度井手町下水道事業会計補正予算 (第 1 回)

## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さんおはようございます。早朝からのご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまから令和7年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

さて、本日、西島町長より9月定例町議会が招集されました。各議案につきまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、小割直彦議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方にお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月26日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正3件、令和7年度補正予算5件、令和6年度決算認定の件4件、工事請負契約の同意案件1件、財産取得の同意案件2件、専決処分1件、合計16件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところであります、この機会に厚く御礼を申し上げます。

さて、令和7年度もはや5か月が経過いたしました。既に普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月29日に決定し、町税につきましても年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和7年度の財政見通しにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、普通交付税は約16億9,000万円、前年度実績に比べ約8,700万円、率にして5.5%の増、臨時財政対策債は皆減となりましたので、実質交付税では約16億9,000万円、前年度実績に比べ約8,000万円、率にして5.0%の増となっております。

また、町税の年間収入見込額でありますが、昨年6月に開業したイデフルの固定資産税の増収などによりまして、町税全体で約9億9,100万円と、令和6年度個人町府民税の定額減税により約2,500万円の減収となった前年度同時期と比較いたしまして約5,600万円、率にして5.9%の増となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第41号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか15件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第41号は、公職選挙法施行令の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第42号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う条例の一部改正であります。

議案第43号は、小学校体育館への空調整備に伴い、体育館空調を使用された際の料金を定める条例の一部改正であります。

議案第44号は、令和7年度一般会計の補正であります、補正総額は6億7,473万2,000円の増で、補正後の一般会計予算は61億7,427万9,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、北部区と北区の公民館改修補助に410万円、物価高騰が続く中で、住民生活や事業者への支援として実施しております上下水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料の全額減免の期間延長に伴う、井手町下水道事業会計への補助に330万円、多賀地区簡易水道事業特別会

計への繰り出しに 125 万円、井手町水道事業会計への補助に 153 万円それぞれ計上いたしますとともに、国の施策である定額減税において、令和 6 年中の転入者等の課税状況等が確認できたことにより、既存予算が不足する見込みとなったことから、定額減税調整給付金に 509 万 2,000 円計上いたしております。

次に、民生関係では、各種事業の精算等による返還金に 1,125 万 4,000 円、利用者の利便性の向上と避難所環境の充実のため、いづみ人権交流センター体育館空調整備に 6,500 万円それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、物価高騰が続く中で、住民生活や事業者への支援として、都市計画区域外のし尿収集の対象者及び浄化槽使用者を対象に、し尿処理手数料や浄化槽の点検及び清掃費等の一部補助に 20 万円計上いたしております。

次に、消防関係では、消防団員への退職報償金に 296 万 4,000 円、北部区の消防車庫の改修に 80 万円それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係では、子どもの健やかな成長と避難所環境の充実のため、中学校体育館空調設備等整備工事に 1 億 3,500 万円計上いたしております。

次に、公債費関係では、令和 4 年度と令和 5 年度において、新庁舎と新山吹ふれあいセンターの建設事業を実施する際に多額の地方債を借り入れており、これらの元金償還が始まり公債費が増加することにより住民サービスに影響が生じないよう、将来の公債費を抑制するため繰上償還に 4 億 4,070 万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金 1,311 万円、寄附金 242 万 9,000 円、繰入金 4 億 4,331 万 9,000 円、繰越金 631 万 4,000 円、諸収入 316 万円、町債 2 億 640 万円計上いたしております。

議案第 45 号は、令和 7 年度水道事業会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第 46 号は、令和 7 年度多賀地区簡易水道事業特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第 47 号は、令和 7 年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第48号は、令和7年度下水道事業会計の補正であります、所要額を計上いたしております。

議案第49号から議案第52号までの4件は、いずれも令和6年度の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について議会の承認を得ようとするものであります。

令和6年度決算につきましては、前年度に引き続き全ての会計の実質収支額等は黒字となっております。また、財政指標であります経常収支比率や実質公債費比率は、引き続き府内市町村の中でもトップクラスの水準になると考えております。

議案第53号は、町道34号線、橋梁A1下部工工事の予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第54号及び議案第55号は、いずれも財産取得についてでありますて、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第9号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありますて、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありますて、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月、8月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 8番、谷田利一です。

通告書に基づき、大きく2点について質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1点目、今後の保育園のあり方について質問いたします。

保育園の統合については、これまで幾度となく議会でも取り上げられておりますが、現在本町には町立保育園が3園あり、地域の子育て文化や子育てのためのコミュニティを育む場として、日々、保育環境の充実を図りながら運営していただいております。

令和2年12月定例会の一般質問では、保育士確保の困難さや施設の老朽化などを受け、3園の統合について問題提起がなされましたが、行政側からの回答は、「集団で行動することにより学ぶことができる教育環境が維持できず、保育の質が担保できない状況となれば、施設の設置形態について見直す必要があるが、現時点ではそのような状況ではない」、「3園の保育サービスを通して安心して子育てができるように、引き続き現在の施設を運用してまいりたい」と、現状維持による3園の運営を継続する答弁内容がありました。

しかし、5年が経過した今、本町においては、少子化等の進展により、さらに園児数の減少が進んでおり、今後の保育園の在り方について、検討を行う時期に来ているのではないかと思います。

そこで、次のことをお伺いします。

①本町における出生者数や町立保育園の園児数、3園の運営状況は、10年前と比較してどのような変化があったのか。

②現在の就学前教育に関する国の考え方や動向は。

③国の状況を踏まえ、山城管内における公立保育園の現状は。

④今後の町立保育園の在り方について、本町の考え方は。

大きく2点目ですが、「合葬式墓地」の整備についてお伺いします。

平成28年12月定例会の一般質問にて、私は「合葬墓」についての質問をいたしました。あれから約10年が経過したため、現在の状況について、再度質問いたします。

近年の日本社会の変化に伴い、お墓の在り方も大きく変わりつつあります。その一つに、いわゆる「合葬式墓地」があります。「合葬式墓地」は、複数人

の遺骨を一つの場所にまとめて埋蔵することを目的としたお墓で、少子高齢化や核家族化が進む昨今、墓地の継承や管理に悩む人たちのニーズに応える、新しい供養の形として広がりを見せてています。

全国では、住民の将来にわたる管理面での不安解消のために、「合葬式墓地」を行政が整備する動きが広がっており、子や孫にお墓の管理まで負担をかけたくないという住民要望に応えようとする自治体の取組が、この20年間で4倍に増加したというアンケート結果もあります。

また、近隣の市町でお墓の募集をされたところ、若い世代では、今までの個人墓よりも「合葬式墓地」を希望される方が圧倒的に多かったという話もお聞きします。

そのような中、井手地区共同墓地では、住民の方から、高齢になり今までのよう墓地の高台へ上るのがつらいため、下の区画へ移したいとの意見を数多くお聞きしております。

このような現状から、本町でも共同墓地の一角に「合葬式墓地」を整備する時期に来ているのではないかと思います。

そこで、次のことをお伺いします。

①「合葬式墓地」について、本町の考えをお聞かせください。

②井手地区、多賀地区とも、敷地内に「合葬式墓地」として使用できるような土地はないのか。

③過去の答弁では、「井手地区、多賀地区とも新規の墓地区画が確保できている状態であることから、現在のところ合葬墓の整備については考えていない」とのことでしたが、現在新規での墓地区画は何区画分残っているのか。

④井手地区共同墓地では、直近10年間・年度別合計で、高台にある墓地から低地にある墓地へ移られた件数はどの程度あるのか。また、高台から低地へ移ることは、希望すれば可能なのか。その具体的な内容と手続についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、1点目の四つ目についてお答えいたします。

保育園は「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る」ことを目的に、現在本町においては町内 3 か所に設置し、充実した保育園運営を実施いたしております。

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、これまで園児一人一人に寄り添った保育サービスの提供や、保護者からの相談等にも丁寧に対応しているところですが、一方で全国的な少子化の流れの中、本町においても少子化が進行しており、町立保育園の利用者数の減少が今後も続いていることが予想されることから、集団で活動することにより学ぶことができる保育環境の維持が困難となり、保育の質が担保できない状況になることも考えられます。

加えて、近年の国における保育政策の考え方や幼児教育の在り方、さらに、施設の老朽化や保育士人材の確保の難しさなどの現状を鑑みますと、町立保育園の在り方について検討を始める時期に来たのではないかと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 1 点目の一つ目の本町における出生者数や町立保育園の園児数は、10 年前と比較してどのような変化があったのかにつきましては、まず出生者数については、平成 26 年が 52 人であったのに対し、令和 6 年では 36 人と、10 年前と比較して年間で 16 人減少しております。

次に、保育園の園児数については、平成 26 年 4 月時点で玉川保育園が 99 人、いづみ保育園が 44 人、多賀保育園が 43 人であったのに対し、令和 6 年の同時点で玉川保育園 93 人、いづみ保育園で 44 人、多賀保育園が 15 人と、10 年前と比較して玉川保育園が 6 人の減、いづみ保育園が同数、多賀保育園が 28 人の減となっており、特に多賀保育園で園児数が大幅に減少している状況となっております。

二つ目の現在の就学前教育に関する国の考え方や動向につきましては、まず、平成 18 年 10 月に「就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の制度が始まりました。この背景には、保護者が働いていても働いていなくても同じ施設を利用したいなど、ニーズが多様化してきたことがあります。

また、昨年12月には、今後の保育政策の在り方について国の考え方を示した「保育政策の新たな方向性」が公表され、その中で、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策については、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」、「保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善」の三つの柱を軸に推進すると明記されたところであります。

さらに、昨年、文部科学省の有識者検討会である「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」がまとめた最終報告書では、地方自治体における幼児教育担当部局の在り方について、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要であるとされたところであります。

三つ目の国の状況を踏まえ、山城管内における公立保育園の現状につきましては、全国的な少子化の進展に伴い、山城地域においても今後さらに就学前児童数の減少が見込まれる中、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保や施設の老朽化対策などの観点から、複数の園を統合し、認定こども園に再編するなどの動きが出てきている状況であります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の合葬式墓地についてであります。一つ目の合葬式墓地についての本町の考え方につきましては、合葬式墓地は、複数の方の遺骨を一つの大きな墓に埋葬する墓地であり、核家族化や少子高齢化が進む時代背景から、お墓の承継が困難な方や管理の負担を軽減したい方、費用を抑えたい方などのニーズにより設置されているものと承知いたしております。最近では、複数のお寺においても合葬式墓地を設置されており、さらに、近隣の自治体では宇治市と木津川市も設置されたと伺っております。

議員ご指摘のとおり、特に井手地区は高齢者の方々から高台へ上るのがつらいとの声をお聞きしておりますので、低地への合葬式墓地の設置や運用方法などについて調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の共同墓地の敷地内における合葬式墓地として使用できる土地はないのかにつきましては、井手地区、多賀地区、いずれの共同墓地においても、合葬式墓地の規模によりますが、既存施設の移設等ができれば敷地内に空き

スペースの用意はできるのではないかと考えております。

三つ目の現在新規での墓地区画は何区画分残っているのかにつきましては、井手地区は43区画分、多賀地区は6区画分残っております。

四つ目の井手地区共同墓地における直近10年間、各年度別合計で高台にある墓地から低地にある墓地へ移られた件数につきましては、平成28年度3件、平成29年度1件の合計4件であります。

また、高台から低地へ移ることにつきましては、希望があれば低地にある新共同墓地の空き区画へ移ることは可能としておりますが、その際には、公募を行い、希望者が重複した区画には、抽せんの上、使用者を決定することとなります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 4番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問させていただきます。

質問事項、小・中学校の熱中症対策としてのウォーターサーバー設置について。

近年増加する猛暑日の影響もあり、熱中症のリスクが年々高まっている状況の中、子どもたちは各自、学校に水筒を持参していますが、水筒のお茶が足りなくなると、職員室まで行き、先生から冷たい水やお茶を分けてもらっているという現状を聞きました。

しかしながら、常に全児童・生徒に十分な水分が行き渡っているとは言えず、また、体の小さい児童が大きな水筒を学校に持っていくことは、登下校時の負担にもなると思われます。

以上のことから、熱中症対策としてだけではなく、子どもたちが冷たい水を気軽に飲めるよう、小・中学校に冷水機やウォーターサーバー等の設置を進めるべきではないかと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①小・中学校における児童・生徒への水分補給の状況をどのように把握されておられるのか。

②これまでに冷水機等の設置について、児童・生徒や P T A から要望はなかったのか。

③本町でも、小・中学校にウォーターサーバーまたは冷水機の設置を検討できないか。

以上、質問させていただきます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 小割議員の質問にお答えします。

1点目 小・中学校の熱中症対策としてのウォーターサーバーの設置についてであります。一つ目 小・中学校における児童・生徒への水分補給の状況をどのように把握されているかにつきましては、児童・生徒については全員が各自で水筒を持参し、適宜水分補給をするよう指導しております。水筒のお茶等がなくなった場合には、各学校において給茶機の活用や職員室のお茶や氷水の提供により対応しております。また、活動時には定期的に水分補給の時間を設け、児童・生徒に水分の補給をするよう促しております。加えて、熱中症対策として、脱水症状などの体調不良の児童・生徒に対し、素早く体内に水分が吸収できるよう保健室に経口補水液等も常備しております。

二つ目 これまでに冷水機等の設置について、児童・生徒や P T A から要望はなかったのかにつきましては、小・中学校に確認いたしましたところ、小学校においてはそのような要望はないとのことであります。また、中学校では要望があり、試験的に給茶機を準備いたしましたが、使用がほとんどなかつたため現在は設置をしておりません。その後、生徒たちから設置の要望はないとのことであります。

三つ目 本町の小・中学校にウォーターサーバーまたは冷水機の設置を検討できないかにつきましては、冷水機に当たる給茶機の活用により、児童・生徒に対する水分補給はしておりますので、現在のところ直ちにウォーターサーバーや冷水機の必要性はないと考えておりますが、今後も小・中学校と連携を図りながら、引き続き児童・生徒の熱中症対策に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） お答えありがとうございました。それで、今、府内の小・中学校での冷水機等の導入の状況が分かれば教えていただきたいんですけども、私が知っている中では長岡京市が導入していまして、子どもたちから好評を得ていると聞いたんですけども、そういうことで、府内がどういう状況なのか、分かればお答え願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 京都府内の状況ということですが、今把握しているのは、近隣の八幡市、京田辺市、宇治田原町の状況については資料を持ち合わせております。八幡市につきましては、四つの中学校には冷水機が設置されております。京田辺市につきましても、三つの中学校には冷水機が設置されております。宇治田原町につきましては、問い合わせたところ、現在検討中とのことでありました。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 質問ではございませんけども、町の子どもたちが学校生活において1年中、十分な水分補給ができるような状況と、そして安心して学べる環境づくりを進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 田中保美議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問します。

まず1点目ですが、町内で観光資源となっている公園の環境整備についてであります。

現在、井手町にある公園のうち、観光資源となっている公園として、万灯呂山展望台、谷川ホタル公園、玉川さくら公園、左馬ふれあい公園などが挙げられます。それらの公園には、町内外からたくさんの方々が訪れられると

思いますが、中にはトイレが整備されていない公園もあるため、トイレ等の利用環境が整えば、本町を訪れる方の数も増え、より気持ちよく公園を利用していただけののではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、万灯呂山展望台、谷川ホタル公園、玉川さくら公園、左馬ふれあい公園には、年間でどれくらいの方が訪れておられるのか。

②今後、左馬ふれあい公園の環境整備のため、トイレを設置する考えは。また、万灯呂山公園に設置されているトイレのより一層の快適化のため、水洗トイレに変更できないものか。

③町内で観光資源となっている公園をさらに魅力ある公園にするために、町として何か施策を考えておられるのか。

そして2点目、玉川周辺の整備についてあります。

玉川さくら公園は、玉川の浅瀬で水遊びが楽しめ、春になると周辺の玉川堤の桜が咲き乱れることから、町内外を問わず、ファミリー層に大変人気のある公園です。

こういった現在の公園の利用状況から考えますと、町をもっと多くの方に知ってもらうためには、情報収集や情報発信が得意な子育て世代にターゲットを絞り、玉川周辺をうまく利用して、まちづくりセンター椿坂周辺から玉川さくら公園、左馬ふれあい公園へと続く遊歩道やアウトドアを楽しめるテントサイト等を整備し、人と自然とが調和を図ることのできる一連の観光エリアにしてみてはどうかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、まちづくりセンター椿坂を訪れる方は、年間でどれくらいか。

②町を広くPRするために、玉川周辺の土地を利用して遊歩道やアウトドア用のテントサイト等を整備することについて、町の考えは。

③玉川の上流から下流までのどこかを整備して、本町の交流人口増加につなげるような計画はないのか。

以上、二つの質問であります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町内で観光資源となっている公園の環境整備についてであります  
が、一つ目の万灯呂山展望台、谷川ホタル公園、玉川さくら公園、左馬ふれ  
あい公園の年間の来訪者数につきましては、いずれの公園も管理者が常駐し  
ていないオープンスペースとしての公園であることから、利用者数は把握し  
ていない状況であります。

二つ目の左馬公園のトイレ設置及び万灯呂山展望台のトイレの水洗化につ  
きましては、いずれの公園も上水道の整備が著しく困難な場所であり、現時  
点では具体的な計画はありませんが、整備に当たっては多額の費用を要する  
ことから、慎重な判断が必要であると考えております。

三つ目の町内で観光資源となっている公園をさらに魅力ある公園にするた  
めの施策につきましては、各公園の利用状況や住民ニーズを確認しながら、  
遊具等の改築更新をしていく必要があると考えており、特に谷川ホタル公園  
については、今後、国道バイパスやアクセス道路の整備など、公園の周辺環  
境の変化が見込まれることから、環境の変化や時代のニーズに対応した公園  
整備の在り方について、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

2点目の玉川周辺の整備についてであります  
が、一つ目のまちづくりセン  
ター椿坂の年間の来訪者数につきましては、令和6年度は2,420人で  
あります。

二つ目の玉川周辺の土地を利用した遊歩道やアウトドア用のテントサイト  
等の整備についての考えにつきましては、議員ご承知のとおり、玉川さくら  
公園は日頃から子ども連れの家族を中心に複合遊具をご利用いただいている  
とともに、ゴールデンウイークや夏休み期間などは、玉川での水遊びを目的  
に町内外からの多くの来場者でにぎわっている状況であります。

これらの施設を利用することにより本町のよさを体感していただくことも  
P R の一つであり、交流人口の増加につながるものと考えておりますので、  
周辺整備につきましては、アウトドア用のテントサイト等も含めて、どのよ  
うな土地利用をすれば、より魅力的なエリアとなり、本町の P R はもとより  
にぎわいの創出につながるのか、今後、調査・研究してまいりたいと考えて  
おります。

三つ目の玉川の上流から下流までのどこかを整備して、本町の交流人口増  
加につなげるような計画はないのかにつきましては、「玉川さくら公園」の来  
訪者が「まちづくりセンター椿坂」や「テオテラスいで」などの周辺施設に

も訪れていただけよう、玉川周辺を一つの周遊エリアとして捉えて施設を整備することにより、交流人口の増加につながるものと考えております。

まずは、「玉川さくら公園」の堤防沿いや玉川右岸の通路を遊歩道として利用していただけよう検討するとともに、周遊ルートを示した案内看板の設置についても、併せて検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。

私の方から大きく2点質問をいたします。

1点目、クマの出没に対する本町の対策について。

全国各地で熊による被害が増加しています。環境省によると、今年4月から7月末までに、熊に襲われてけがをした人や死亡した人は全国で55人となり、年間で過去最多の被害となった2年前とほぼ同じ水準となっています。

また、九州と沖縄、北海道を除いた6月までの熊の出没件数は全国で7,248件と、過去最多の被害者数となった2023年度の同じ時期の5,691件より1.2倍余り増えています。このうち、人的被害の約3割から6割が人家周辺で発生しており、熊が人の生活圏を恒常的に利用し始めていると考えられています。

また、京都府内でも熊の出没情報が相次いでいます。特に秋は冬眠に備えた「飽食期」で、食べ物を求めて活発に活動するため、注意が必要となります。

2年前には他の議員からツキノワグマの対策などについての一般質問が出ましたが、当時、近隣自治体での出没情報はありませんでした。

しかし、今年に入って6月以降は木津川市で、さらに8月には本町の西垣内、中溝、栢ノ木付近においてもツキノワグマらしき動物の目撃情報があつたことから、今後は熊の出没時においての具体的な対応が求められることがあります。

そこで、次のことについてお聞きします。

①本町に熊が出没した場合、住民への迅速な周知が必要だと思われますが、どのような対応が取られるのか。

②市街地に熊が出没した場合に対応するためのマニュアル作成の考えは。

③山林等に立ち入る大人だけではなく、玉川や玉川さくら公園、谷川ホタル公園など、水辺で遊ぶ子どもたちへの周知方法は。

④出没した熊の捕獲や駆除などの対応はどのように考えているのか。

大きく2番目です。コンビニ等を活用した更なる住民サービスの向上について。

本町では、納付時の利便性向上を目的に、令和3年4月から町税や料金などが全国のコンビニエンスストアで納付できるようになりました。また、令和5年1月からは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニに設置されたマルチコピー機から住民票の写し等も取得できるようになりました。仕事などで忙しい方にとって、平日に役場に来て手続を行う手間が省ける住民サービスが始まっています。

そこで、次のことについてお聞きします。

①これまでコンビニで納付された町税や料金について、各年度の納付件数と全体の納付件数に占める利用率は。

②コンビニ納付の際に、スマートフォンによる決済アプリは利用できるのか。また、利用できない場合、今後導入する予定は。

③現在「地方税統一QRコードなど」を利用して納付が可能な税金には、町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税があると思いますが、今後納付できる税金の種類を増やす予定はあるのか。

④現在コンビニで取得できる証明書は住民票と印鑑登録証明書だと思いますが、今後取得できる証明書の種類は増えていくのか。

⑤コンビニで取得できる証明書の利用状況については、これまでにも答弁いただいておりますが、各年度の取得件数と全体の発行件数に占める利用率は令和4年度以降増えているのか、お聞きします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の熊の出没に対する本町の対策についてありますが、一つ目の熊が出没した場合の対応につきましては、8月19日の午前中にツキノワグマらしき動物の目撃情報があった際には、防災行政無線による放送、町ホーム

ページへの掲載、井手町LINE公式アカウントによる通知をはじめ、区長や保育園、児童館、小・中学校、井手やまぶき支援学校等の関係者への連絡、さらに、町内パトロールなどを実施してきたところであります。今後、同様事例があった際には、今回と同じ対応を予定しておりますが、状況によっては広報車や戸別訪問による周知も行うこととしております。

二つ目のマニュアル作成の考えにつきましては、国会において「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、本年9月より人の日常生活圏に熊、イノシシが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による緊急銃猟が可能となったところであります。緊急銃猟の際には、環境省が発出しております緊急銃猟ガイドラインに基づき対応することとなります。熊やイノシシの日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、これらを踏まえた対応マニュアルの策定を検討してまいりたいと考えております。

四つ目の捕獲や駆除などの対応の考えにつきましては、出没した熊の動向と被害状況等に応じて、追い払いや捕獲、緊急銃猟などの対応を判断することとなります。

具体的には、先ほど述べました緊急銃猟については、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合が可能な条件とされており、これらの条件を満たさない場合には、追い払いや京都府が許可権者となっているドラム缶おりわなによる捕獲により対応することとなります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 三つ目の玉川や玉川さくら公園、谷川ホタル公園など、水辺で遊ぶ子どもたちへの周知方法につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、地域住民をはじめ関係者、関係機関等に周知を行ってまいりました。

なお、今回の熊の目撃情報が井手地区の西垣内、中溝、栢ノ木付近であったことから、その周辺に位置している「玉川さくら公園」及び「左馬ふれあい公園」については、水辺で遊ぶ子どもたちを含め、来訪された方に対して

の注意喚起の貼り紙を公園入り口付近に掲示してきたところであります。

谷川ホタル公園については、多賀地区に所在していることもあり、今回は特に貼り紙等は実施しておりませんが、その時々の状況に応じて適切に注意喚起等を行ってまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

理事（木田ゆかり） 2点目のコンビニ等を活用した更なる住民サービスの向上についてであります。一つ目のコンビニで納付された町税及び料金について、各年度の納付件数と利用率につきましては、まず、本町では令和3年度からコンビニ納付を開始しております。町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の町税はもとより、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、上下水道料についても納付していただくことが可能となっております。

なお、これら町税及び料金の全てを合わせた各年度のコンビニ納付件数と利用率については、令和3年度は5,102件、21.2%、令和4年度は5,804件、24.4%、令和5年度は6,397件、28.4%、令和6年度は7,725件、32.3%と利用件数、利用率とも年々増加傾向となっております。

二つ目のコンビニ納付の際にスマートフォンによる決済アプリは利用できるのか、また、利用できない場合の導入予定につきましては、令和5年4月から納税者の利便性向上などを目的として、国において地方税の納付書に印字できる統一規格のQRコードが定められ、この地方税統一QRコードが印字された納付書については、クレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ等での納付が可能となっており、本町における税の納付書についても当該QRコードを印字いたしております。

なお、料金などの地方税以外の公金につきましては、令和8年9月の開始に向け国において検討されていることから、これらの状況を注視してまいりたいと考えております。

三つ目の地方税統一QRコード等を利用して納付が可能な税金の種類を増やす予定があるのかにつきましては、これまでQRコードを利用して納付できる町税は、町府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税でありましたが、令和7年6月からは国民健康保険税も利用できるようになりました。

これにより全ての税に対応いたしております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 四つ目の今後コンビニで取得できる証明書の種類は増えていくのかにつきましては、議員ご承知のとおり、コンビニで取得できる証明書は住民票及び印鑑登録証明書であります。現在、本町において、基幹業務システムを国が示す標準仕様に適合したものへの移行作業を進めているところであります。

なお、この導入するシステムの関連性もあり、当該作業の終了後にコンビニで取得できる証明書の拡充が図れるとのことでありまして、具体的な開始年月については未定とのことですが、今後、所得証明書及び軽自動車税の納税証明書の発行が可能になると伺っております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 五つ目の各年度の取得件数と全体の発行件数に占める利用率、及び令和4年度以降で増加しているのかにつきましては、住民票については、令和5年度が381件で利用率は17%、令和6年度が456件で利用率は23%となっております。

次に、印鑑登録証明書については、令和5年度が298件で利用率は17%、令和6年度が264件で利用率は18%となっております。

また、本町では令和5年1月20日からコンビニ交付を開始したところであります、開始以後の各年度の月平均の発行件数で申しますと、令和4年度は住民票が21件、印鑑登録証明書が12件、令和5年度は住民票が27件、印鑑登録証明書が25件、令和6年度は住民票が38件、印鑑登録証明書が22件となっておりまして、月によって多少の増減はあるものの、コンビニでの証明書発行件数は増加傾向にあります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 町内で目撃されたとするツキノワグマのことですけども、はっきりとカメラなどで捉えられているわけではないので、有害鳥獣には自動で撮れるなどというカメラを設置するのが有効だと聞きます。猿やイノシ

シなどほかの動物にも有効だと思いますので、それを設置するような検討はされますでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまのカメラの設置についてでございますけれども、こちらの方もカメラの準備を今いたしております、該当箇所も含めてチェックをさせていただこうかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時10分まで。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 7番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私の方から大きく2点、質問させていただきます。

（1）「井手町LINE公式アカウント」の更なる活用。

近年、スマートフォンの普及に伴い、住民との情報共有や行政サービスの提供において、オンライン上で情報を共有するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略）の活用が注目されています。中でも、国内で最も利用されている「LINE」アプリは、2025年3月時点での国内利用者数は9,800万人以上で、人口の約96%の方に利用されていることから、既に国内の「生活インフラ」として定着したと言われています。

そのため、企業や自治体などが、情報発信手段としてだけではなく、予約の受付や利用者のサポートなどのサービスとして、この「LINE」アプリを活用することが増えています。

本町でも、「井手町LINE公式アカウント」が開設され、日々情報発信をされていますが、他の自治体では、さらなる行政サービスの効率化と住民の利便性向上のため、粗大ごみやワクチン接種などの申込みや各種証明書の申請・取得、公共施設の予約のほか、道路・公園施設などの損傷報告や不法投

棄の写真つきの通報などを受け付けるなど、LINEを活用した行政サービス向上の取組が進んでいます。

「井手町LINE公式アカウント」についても、一方的な情報発信だけではなく、うまく「LINE」を活用すれば、行政手続のさらなる利便性向上や行政サービスの改善、予約受付の簡素化などにつながるのではないかと考えます。

そこで質問します。

- ① 「井手町LINE公式アカウント」の現在の登録者数は。
- ② 登録者数をより一層増やすために、何か取り組んでおられるのか。
- ③ 今後「井手町LINE公式アカウント」を活用して、住民との双方向でのやり取りで様々な行政サービスを提供する考えは。

大きく2番、山城多賀駅前商業施設の現状と今後の展開。

昨年6月の山城多賀駅前商業施設「イデフル」の開業から1年以上が経過し、当初はなかった店舗も出店されており、開業時よりにぎわいを見せてています。私も食料品や日用品、100円均一ショップなど、様々な買物で利用させていただきますが、買物中に近所や知り合いの方と思いがけず出くわすこともあります。世間話や立ち話をする機会が増えるなど、住民の交流の場としても有意義な場所になっていると感じています。

今後も「イデフル」には、安定した営業を続けてもらいながら、まちのにぎわいや魅力の創出のため、町と一体となって、まちづくりや地域貢献に取り組んでいただくことができればと思います。

そこで質問します。

- ① 「イデフル」の開業に伴い、税収や雇用など、本町に対する経済効果はどの程度あったのか。
- ② 「イデフル」と共同で本町のPRイベントなどを開催する考えは。
- ③ 山城多賀駅前の未開発エリアについて、企業誘致や開発など、今後の展開についての考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、2点目の三つ目についてお答えいたします。

山城多賀駅前の商業施設「イデフル」が開業され、約1年が経過したところであり、地域の日常を支える基盤として、住民生活の質の向上はもとより、まちの活性化の一翼を担っていただいておりますことに感謝申し上げる次第であります。

山城多賀駅前のエリアにつきましては、都市計画マスタープランにおいて、商業的な土地利用を誘導していく区域として位置づけておりまして、現在、未開発エリアにおいて具体的な商業的開発需要がない状況であります。新名神など周辺道路整備の進展や駅前という立地のポテンシャルを生かし、引き続き、まちの持続的な発展に資する企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　　1点目の「井手町LINE公式アカウント」の更なる活用についてであります。一つ目の「井手町LINE公式アカウント」の現在の登録者数につきましては、9月1日現在で572人となっております。

二つ目の登録者数をより一層増やすための取組につきましては、町ホームページと「広報いで」での周知をはじめ、庁舎、図書館、いづみ人権交流センター、保健センター、さらに、多くの買物客でにぎわうフレッシュバザール井手店にもQRコードを記した募集案内チラシを配架しております。また、昨年11月の文化祭において募集案内チラシを配布するとともに、防災訓練においては、当該チラシの配布に加えて、登録いただくための操作方法の補助も行っておりまして、本年度も同様の対応にて取組を進めることといたしております。

三つ目の今後「井手町LINE公式アカウント」を活用した住民との双方向での様々な行政サービスの提供につきましては、議員ご指摘のとおり、LINEのさらなる活用が住民の皆様の利便性の向上に有効であると考えております。双方で活用することとして、各種申請手続をはじめ、道路や公園などの損傷報告、不法投棄に関する通報などが想定されますが、LINEから町ホームページ内のオンライン申請にアクセスすることが現在のところ効果的であると思われますので、先進事例なども確認しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の一つ目のイデフル開業に伴う経済効果につきましては、まず、税収については、令和7年度の固定資産税及び都市計画税は約1,500万円が見込まれており、令和6年度の法人町民税は約100万円がありました。また、雇用については、事業者から本年8月20日現在でイデフル内の全店舗の雇用者数は136人、うち井手町在住の方は28人と伺っております。税収面、雇用面の観点からも本町において経済効果はあったものと考えております。

二つ目のイデフルと共同で本町のPRイベントなどを開催する考えにつきましては、イデフルは広い駐車場を有する施設であることから、当該商業施設と連携して町のPRや地域活性化を目的としたイベントの実施が可能な場所であると考えております。イベント実施に当たっては、今後どのような取組がイデフルにとっても地域住民にとっても有意義なイベントとなるのか、関係者や関係機関などと意見交換をしながら検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 1点目のLINEアカウントの件で再質問させていただきます。先ほど答弁の中でもオンライン申請をされているということがありました。そのオンライン申請、具体的にどのような申請ができるのか、また、オンライン申請の昨年度の項目別の申請件数についてお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） お答えいたします。

ホームページにあるオンライン申請でございますが、税金関係の手続、転出の手続、子どもの一時預かりの申込み、粗大ごみ収集の申込み、介護保険関係の手続をオンライン申請でご利用いただくことができます。

令和6年度の申請状況でございますが、税金関係の手続が1,977件、転出の手続が9件、子どもの一時預かり申込みが167件、粗大ごみ収集の申込みと介護保険関係の手続でのご利用はございませんでした。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 府内でLINEを積極的に活用している自治体は、そのLINEの登録者数が市の人口よりも多いという自治体もあります。これはその自治体の公共施設の予約を行う際にLINEからの予約がスムーズで、その市外の住民の方からも友達追加がされているという現状があるんですが、私の思いとしましては、今LINE登録が572名ということですが、町の人口からしても、まだまだLINE登録していただきたいと思います。2倍、3倍に増やしていただきたいと思います。

なぜかというと、大規模災害が発生した際や、そのときの避難所や避難物資の正確な情報などを町から発信する際に、500人登録している方にお伝えするのと、2,000人、3,000人登録しているのでは、やはり正確な情報が伝わるということでも有意義だと思いますし、また、まちのイベントやまちの取組なども町外の方に知っていただくことも、町の魅力発信として有効なツールだと私は考えます。

一人でも多くの方に登録してもらっていることで、多くの方と町との距離を縮めていただいて町政を実現するためにも、今後も先進事例を参考に導入していただければという考え方をお伝えして、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 9番、岡田久雄でございます。

私からは、事前に通告しておりました大きく2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目に、子育てにおけるソーシャルワーカーの配置について質問をいたします。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な子育て課題への対応が求められている昨今、養育の不安や子どもの虐待といった親子の問題、貧困やDV、多国籍化する家庭や家族の問題、子どもと養育者の疾病や障がい、さらには保育者と保護者のコミュニケーショントラブルなど、課題の種

類は様々なことから、専門性を生かして相談支援などの業務を行うソーシャルワーカーの配置が必要ではないかと思います。

さらに、令和4年6月には改正児童福祉法が成立し、子どもの虐待防止や子育て世帯に対する包括的支援の体制強化のために、「こども家庭センター」の設置が市町村において努力義務化され、また、令和6年4月からは、こういった相談支援の質と実務者の専門性を向上させるために、「こども家庭ソーシャルワーカー」という新たな認定資格も創設されたとお聞きします。

そこで、次のことについて質問します。

①本町において、子どもの虐待等の現状と改正児童福祉法の成立以降、子どもの虐待防止のための取組や支援の状況は。

②課題となる家庭環境の多様化や子どもの段階的な発育・発達等に適切に対応するため、関係機関との連携や情報共有など、現在町としてどのような体制で対応されているのか。

③子育てにおけるソーシャルワーク事業の導入やソーシャルワーカーの配置について、本町の考えをお聞きします。

次に2点目、空き家問題について質問します。

空き家問題とは、全国で増加する空き家がもたらす社会問題の一つで、住み手がないまま住宅が放置されることにより、老朽化による倒壊、景観・治安の悪化等、近隣住民を巻き込み、様々な問題を引き起こすことになります。

総務省の「令和5年住宅・土地統計調査」によると、2023年の全国の空き家数は900万戸と、2018年の849万戸と比べ51万戸の増加で、過去最多となっています。そのうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は385万戸と、2018年の349万戸と比べ37万戸の増加で、総住宅数に占める割合は5.9%となっています。

また、2017年時点の「株式会社野村総合研究所」の調査においては、2033年には日本全国の空き家率が30.4%に達するという驚くべき予測も出ています。

そこで、次のことについて質問します。

①空き家の管理等に関し、所有者との連携は取れているのか。

②「空家等対策特別措置法」が示す段階的な措置の内容とは。また、これまでに本町で行政代執行するような事例はあったのか。

③罰則の対象となった場合、固定資産税の軽減措置の扱いはどうなるのか。

④町内には、相続放棄がされ、倒壊寸前となっている危険性の高い空き家があります。住民が事故に巻き込まれる前に早急に解決しなければならないと思いますが、相続放棄された空き家への対応について、本町はどのように考えておられるのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 堀こども家庭センター所長。

理事（堀 忍） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子育てにおけるソーシャルワーカーの配置についてですが、一つ目の本町において、子どもの虐待等の現状と改正児童福祉法の成立以降の取組や支援の状況につきましては、京都府が公表した資料によりますと、府内児童相談所における通告受理件数は令和4年度の2,721件をピークとして、令和5年度は2,673件、令和6年度は2,609件と高止まりの状況で、実の親が虐待者となるケースが多く、9割以上を占めています。

また、妊娠・出産・育児期のご家庭においては、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要とされている場合があることから、本町におきましては、これまでから妊婦に対する面接や訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診や育児相談等を通じて、妊娠期から出産・子育て期に至るまで、切れ目のない支援を行っております。

さらに、令和7年4月からは、支援が必要な子育て世帯等に対する相談や訪問など、より一層きめ細かな対応をするため、こども家庭センターを設置し、子どもの虐待防止や子育て世帯に対する包括的な支援を行っているところであります。

二つ目の関係機関との連携や情報共有など、現在、町としてどのような体制で対応されているかにつきましては、支援が必要な家庭に対しては、こども家庭センター、保健センター、保育園、学校、医療機関、障害児相談支援事業所、保健所や児童相談所等との連携を密にするとともに、必要に応じてケース会議を開催するなど、各機関が情報共有しながら共働して支援を行っております。

三つ目の子育てにおけるソーシャルワーク事業の導入やソーシャルワーカーの配置につきましては、現在、こども家庭センターの保健師や保育士が児

童虐待防止や虐待事例への対応などの専門研修を受講することでスキルアップを図り、相談援助機能の強化に努めているところであります。

昨年度創設された認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」については、多職種・多機関による支援体制の中核的な役割を担うことが期待されているところであります、近隣自治体の動向も注視しながら、今後研究してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　　2点目の空き家問題についてであります、一つ目の空き家の管理等に関して、所有者と連携は取れているのかにつきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように空き家を適切に管理する責務が定められており、本町でもホームページや啓発チラシなどにより、所有者等に対して適切な管理を呼びかけております。

また、管理が行き届いていないとみなされる空き家を確認した際には、文書や電話等により、所有者等に対して管理の改善を求めるなどの対応を行つてあるところであります。

二つ目の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が示す段階的な措置の内容及び本町で行政代執行するような事例はあったのかにつきましては、本年3月に策定しました「第2期井手町空家等対策計画」において、当該特別措置法に従い、本町から特定空家等の所有者等に対して状態の改善を求める「助言・指導」、「勧告」、「命令」と、それぞれの状況により段階的な措置を実施することとしておりまして、その後は、所有者等に代わり本町により状態の改善に取り組む「行政代執行」の措置を行うこととしております。

なお、これまでに本町で空き家の除却等について行政代執行を行った事例はございません。

四つ目の相続放棄された空き家への対策についての本町の考えにつきましては、倒壊などの危険性が高い空き家を本町が所有者等に代わり解体する場合には、先ほど申し上げました「行政代執行」と、所有者等が特定できない空き家に対して行う「略式代執行」、また、令和5年12月の法改正により新たに設けられました、災害などの非常な場合に命令等の一部の手続を省略して必要な措置を行う「緊急代執行」のいずれかを行うこととなります。

なお、当然のことながら解体するためには多額の費用がかかり、相続放棄された空き家については、代執行に要した費用を請求する対象が存在せず、全て本町の負担となることが想定されますので、やみくもに行えるものではなく、それぞれの空き家の状況等を踏まえて対応する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、倒壊などの危険性が高い空き家への対応は迅速に行う必要があると認識しておりますので、法律の専門家等の助言も頂きながら、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

理事（木田ゆかり） 三つ目の罰則の対象となった場合、固定資産税の軽減措置の扱いはどうなるのかにつきましては、放置され倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある特定空き家等の所有者へ勧告がされますと、勧告された建物に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになります。これにより、200平米以下の小規模住宅用地については、固定資産税の課税標準額を6分の1、都市計画税の課税標準額を3分の1に、また、200平米を超えて、家屋の床面積の10倍までの一般住宅用地については、固定資産税の課税標準額を3分の1、都市計画税の課税標準額を3分の2とする特例措置が外れるため、それぞれの税額が上がることになります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。子育てにおけるソーシャルワーカーの配置についてですけれども、先ほど、新設されることも家庭ソーシャルワーカーが認定資格ということで、今後考えていくという答弁を頂いたんですけれども、それに際しまして、その認定を受けるにはそこそこの費用もかかるというふうに思いますので、その点についての助成金などの考えというのがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 堀こども家庭センター所長。

理事（堀忍） こども家庭ソーシャルワーカーの研修費用に関する助成についての本町の考えであります。まず、研修の受講費それから資格登録にかかる費用といたしまして、大体40万円から50万円ぐらいかかる。さらに、資格の要件によりましては、さらに20万円など、それぐらいかかるというふうに聞いておりますのと、研修受講の旅費等もかかりますので、なかなか負担は大きいかなというふうに思っております。

一方で、国の補助金もございますので、そういったことを活用しながら、本町としても研究してまいりたいと考えているところであります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 1番、木村健太です。

通告に基づき、1点質問させていただきます。

新たな防災訓練のあり方について。

昨年12月定例会の一般質問で、ほかの議員から新たなアイデアを取り入れた防災訓練の実施についての質問が出ました。その際、行政側からは「今後も、先進自治体の例も参考にし、様々なツールの導入をはじめ、新たな取組も検討しながら防災意識の普及、高揚につながるより実践的な訓練となるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

その後、今年7月に私は防災に関する議員研修を受講し、改めて防災訓練をはじめとする平時の防災・危機意識向上に向けた取組が極めて重要であるとの認識を持ちました。

本町でも定期的に開催される防災訓練は、町民の方の防災・危機意識向上のために重要な機会であると考えますが、訓練内容に長年大きな変化が見られず、「マンネリ化」しているため、今のままで参加される消防団員や町民の方の防災・危機意識向上につながらないのではないかと感じています。私も消防団員として活動しておりますが、現在の防災訓練では、何をするか大体役割分担が決まっているといった声も耳にします。

近年、地震や風水害などの自然災害は頻発化しており、その被害規模も甚大化の一途をたどっています。町内消防団員の減少が進む中、より実践的な防災訓練を開催し、有事の際に迅速に行動できるように、町民一人一人の防

災・危機意識を今以上に高めることが必要ではないかと強く感じます。

そこで質問します。

①本年度開催される防災訓練において、例年とは異なる新たな訓練内容やアイデアを取り入れる考えは。

②過去に体育館などの避難所宿泊体験等を通して、町民の方にふだんの生活との違いや不自由さを感じていただくような訓練の導入について要望がありました。その後の検討状況は。

③直近3年間での消防団員の減少数を分団ごとに教えてください。

④町民の方の防災・危機意識向上に向けた取組として、防災訓練以外に何か工夫されていることはあるのか。

⑤災害時の避難では、住んでいる地域によってそれぞれ課題や特徴は異なると思いますが、各地域に合わせた防災訓練の必要性について、町の考えは。

⑥昨年度の訓練では、消防団をはじめ情報伝達等の訓練に「LINE」アプリが活用されましたが、災害対応時における被害報告等の身近なツールとして「井手町LINE公式アカウント」をうまく運用する考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 木村議員のご質問にお答えいたします。

新たな防災訓練のあり方についてであります。一つ目の本年開催の防災訓練において、例年とは異なる新たな訓練内容やアイデアを取り入れる考えにつきましては、まず、これまでから防災訓練の対象災害を地震と水害の2種類を交互に実施しております。昨年度については南海トラフ巨大地震注意情報の発表もあったことから例外的に2年連続で地震の訓練を実施いたしましたが、今年度は水害を想定した訓練を実施する予定であります。

今回の訓練内容につきましては、避難訓練、応急救護、救出訓練、物資配給、浸水防御訓練、炊き出し訓練など、例年同様の訓練を行うことで、有事の際に落ち着いてそれぞれの役割を対応していただけるよう繰り返し実施してきたところであります。議員ご指摘のとおり、訓練内容に長年変化が見られないなどのご意見も参考にし、本年度において整備するドローンを活用した被害調査をはじめ、現在発注しておりますパーティションテントや簡易ベッドなども使用した、自主防災組織主導型の避難所運営訓練などを検討し

ております。

二つ目の体育館などの避難所宿泊体験等の訓練の導入につきましては、気候等により宿泊体験時の体調不良等の心配などもありますので、まず I D E ゆうゆうスポーツクラブが既に実施している宿泊体験等と連携して防災に関する項目などを含めた事業実施が可能か調整しているところであります、子どもの頃から防災の意識を持っていただき、家族へもフィードバックしていただけるような取組について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

三つ目の直近3年間の消防団員の減少数につきましては、令和5年度当初では、全団員数は205名で、前年度と比較しますと、第1分団では退団7名、入団8名、計1名増、第2分団では退団2名、入団ゼロ、計2名減、合計1名の減であります。令和6年度当初では、全団員数は201名で、第1分団では退団12名、入団7名、計5名減、第2分団では退団2名、入団3名、計1名増、合計4名の減であります。令和7年度当初では、全団員数は196名で、第1分団では退団8名、休団1名、入団3名、計6名減、第2分団では退団1名、入団2名、計1名増、合計5名の減であります。

四つ目の防災訓練以外の町民の防災・危機管理意識向上に向けた取組・工夫につきましては、これまで風水害と地震が別々であったハザードマップを、新たな情報の更新や追加を行、1冊のハザードマップを作成し、本年4月に全戸配布してきたところであります。また、各地区で実施された自主防災組織での訓練において、防災ハザードマップの内容について説明させていただいたり、「広報いで」での防災に関する記事や特集などの掲載を通して防災・危機管理意識の向上に取り組んでいるところであります。

五つ目の災害時の避難で、各地域により課題や特徴が異なるため、地域に合わせた防災訓練の必要性の考えにつきましては、これまでから各地区において、地域住民が多く参加される自主防災組織主催の訓練を実施していただいており、地域コミュニティの強化はもとより、防災減災の一翼を担っていただく重要な活動であると認識していることから、本町といたしましては引き続き自主防災組織への支援に取り組むとともに、本町が行う防災訓練では各地区の危険箇所や避難経路など、地域住民の意見を反映したマイ防災マップを活用した避難訓練を実施しているところであります、今後も地域の実情に合わせた訓練を実施してまいりたいと考えております。

六つ目の災害対応時における被害報告等に「井手町LINE公式アカウント」を運用する考えにつきましては、昨年度、防災訓練の新たな取組として、消防団において指示系統や被害報告等を、職員においては避難所の活動状況の報告にLINEアプリを活用してきたところでありますが、今回ご指摘の「井手町LINE公式アカウント」については、本町からの情報発信がメインとなっており、現在、住民等からの受信ができない設定となっているところでありますが、災害時の情報提供、情報共有については非常に重要なことであることから、先ほど脇本議員で答弁いたしましたとおり、LINEから町ホームページに被害状況などを報告することができるようになるなど、先進事例なども確認しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫）　　再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　木村健太議員。

1番（木村健太）　　再質問として2点質問させていただきます。

1点目の新たな訓練内容についてですが、ドローンを使用した被害調査訓練はどの防災訓練会場で行われ、また、使用されるドローンは何機、操縦者は何名、例えば上空から撮影を行うなど、どの程度の訓練時間を予定されているのか。

次に、2点目、消防団員の減少数についてですが、一番多かったときと現在を比べ、団員は何名程度減少しているのか。また、今後団員数の減少を食い止めるための取組について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭）　　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずドローンの関係で、どの防災訓練会場、また何機等、どのような訓練予定かとの内容かと思いますけれども、ドローンにつきましては現在発注中であります、防災訓練までに2台整備を予定しております。正確にはまだ訓練内容の詳細を確定させているわけではありませんので、まずは、操縦の国家資格を先日2名取得できましたが、職員の訓練体制の関係もありますので、最低操縦者1名、補助者1名の体制で1組は実施したいと考えております。そのドローンを使用して被害調査等を行おうと考えております。

1回のフライト可能時間が約40分程度と聞いておりまして、避難所の様子などを撮影して、映像を転送して、災害対策室で確認できるような訓練ができないかと考えております。例えば、これまでから実施しております両小学校、また保育園、ふれあいセンターの4か所の避難所を対象にするなどについては、今後調整していきたいと考えております。

次に、団員数の関係でございます。まず、団員数が一番大きかったときとの比較の件ですけれども、直近での最大は平成25年度で、条例定数の上限の250名でして、今年度当初が196名でしたので、54名の減となっております。

減少対策の取組の関係ですけれども、こちらについては、参考に近隣市町の団員数を見ますと、人口が7万人を超える京田辺市であったり八幡市、城陽市でも約250名から300名程度で、17万8,000人を超える宇治市でも320人程度ということで、本町の約200人が決して少ないわけではないかなと考えております。

しかし、消防団につきましては、災害だけではなくて、例えば行方不明者の捜索であったり、また地域の催しなどの協力など、多岐にわたり活躍していただいているので、行政や地域にとっても欠かせない存在であると考えております。近年は減少傾向ということはありますけれども、まずは団員数の維持確保のために、今、ホームページや広報を通して募集を始めております。また今年度は女性消防団員の募集も行う予定で現在事務を進めているところでありまして、他の自治体の例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　木村健太議員。

1番（木村健太）　　これは私の思いとしてなんですけど、新たにドローンを使用した被害調査訓練についてですが、災害時の被害状況を迅速かつ正確に把握するために、ドローンの活用は非常に有効であると考えます。しかし、ドローンの操縦には専門的な技術が必要であり、防災訓練時だけでは十分な習熟は困難だと思います。平時からも、操縦される方を対象に定期的にドローン操縦訓練を実施していただき、ぜひ安心・安全のためにドローンを活用

していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。1時20分まで。

休憩 午前1時54分

再開 午後 1時20分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。

通告に基づき質問いたします。

1番目に、職場における熱中症対策の強化について質問いたします。

今年の夏は、毎日のように「熱中症警戒アラート」が発表されるなど、命に関わる異常な暑さが続いています。厚生労働省の統計によると、2024年には職場における熱中症による死傷者数は1,257人（うち31人死亡）となり、2021年以降増え続けています。

厚生労働省は2025年6月1日、職場における熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため「労働安全衛生規則の一部改正」を行いました。改正では、事業者に対し「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するため実施手順の作成」「関係作業者への周知」の3点を義務づけています。対象となる作業の基準は、「暑さ指数28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業です。

井手町においても、対象となる作業に従事する職員に対しては、熱中症による死亡災害を防止するため、今回の「労働安全衛生規則の一部改正」にのっとった対応が義務づけられています。井手町の職員の命と健康を守る立場から、以下、質問いたします。

①井手町において、この基準の対象になる作業（業務）と、それに従事する職員数を部署別に問います。

②今回の「労働安全衛生規則の一部改正」を受け、義務づけられた「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」「関係作業者への周知」の3点それぞれについて、具体的にどのように対応していますか。

③戸外で業務に当たる職員には、熱中症対策として「クールファンベスト」や「ネッククーラー」など着用できるように貸与すべきではないですか。

次に、給水機・ウォーターサーバーの設置について質問いたします。

さきに述べたように、「熱中症警戒アラート」発表の知らせが毎日のように住民に発出されています。また、「広報いで」令和7年7月号では、熱中症予防行動を実践しましょうと呼びかけ、熱中症予防のポイントとして5点挙げています。その一つに「小まめに水分・塩分の補給を」とあります。最近では熱中症予防や環境問題を考え、マイボトルに水やお茶等を入れ携帯する方も増えており、熱中症予防の意識も高まっています。熱中症のさらなる防止、環境の観点から、以下、質問します。

①井手町庁舎を含め、クーリングシェルターとなっている施設には、ふだんから誰もが利用できる給水機・ウォーターサーバーを設置してはどうですか。

②設置する場合は、環境問題からマイボトル対応の機器を設置すべきと考えますが、どうですか。

3点目に、「やさしい日本語」の活用など外国人の方への対応について質問します。

出入国在留管理庁及び厚生労働省の「外国人雇用状況」によると、2014年の在留外国人数は212万人、外国人労働者数は79万人であったのが、2023年には在留外国人数は341万人、外国人労働者数は205万人となりました。一方、我が国は人口減少が止まらず、昨年は90万人の減少となりました。国際協力機構（JICA）の調査研究によれば、政府の国内総生産目標到達に必要な外国人は、2030年には419万人、2040年には674万人と推計しています。今後さらに多くの外国人の方が暮らし、地域社会を共に支えていく時代となります。

井手町においても、2025年7月末現在300人の外国人の方が暮らししており、外国人の方の割合は4.3%、23人に1人が外国人の方です。井手町の「市町村別府内外外国人住民割合」（京都府国際課調査、2023年12月）では3.7%で、府内26自治体中5番目に高い数値でした。

このような状況の下、既に町が実施している「やさしい日本語」での窓口対応や本年度から始まった「日本語教室」への支援などを含め、町行政には今まで以上に多文化共生の実現を目指す様々な施策が求められると同時に、

多文化共生の視点から従来の施策の見直し等が求められます。

井手町地域防災計画では、外国人の方は「避難行動要支援者」と位置づけられており、「言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。」また、「災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は府との連携の下、井手町において行うものとする。」としています。

以下、質問いたします。

①京都府では、2020年（令和2年）から「やさしい日本語」市町村職員等研修会が開催されていますが、井手町職員の年度ごとの参加状況について問います。参加人数、参加者の部署について質問いたします。

②災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、外国人の方は避難行動要支援者となります。町からの緊急情報の発信（公式LINE、防災無線、メール配信サービス等）は「やさしい日本語」を活用するなど、外国人の方にもよく分かる内容に改善すべきではないか問います。

③近隣自治体では独自に「やさしい日本語」を活用した外国人の方向けの「生活ガイドブック」や「防災パンフレット」、「ごみ分別一覧表」など、様々な冊子や印刷物を提供していますが、井手町でも作成してはどうですか。

④玉水駅、山城多賀駅の多目的トイレには非常時のための「呼出」ボタンがありますが、外国人の方には分かりにくく、誤って「呼出」ボタンを押されたりとありました。トイレに限らず公共施設の「表示」については、外国人の方にもよく分かる「表示」が必要ではないですか。

以上、質問に回答願います。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

1点目の職場における熱中症対策の強化についてであります。一つ目の基準の対象になる作業とそれに従事する部署別の職員数につきましては、まず、今年度において申しますと、年に数回の臨時的な業務として、町内の道路敷の路肩や水路等の除草作業1回につき建設課2名から3名、ゲートボ

ル場や井手町デイサービスセンター付近の除草作業に高齢福祉課 3 名であり、日常的な業務として一般家庭のごみ収集運搬業務に環境衛生センター 4 名、学校給食の調理に学校給食センター 9 名であります。なお、臨時的な作業においては小まめな休憩や水分補給を行っており、また、日常的な業務については、背中に保冷剤を入れたクールベストやファンのついた作業着を貸与するなどの熱中症予防対策に努めております。

二つ目の義務づけられた 3 点それぞれについて、具体的にどのように対応しているかにつきましては、まず、「早期発見のための体制整備」では、対象となる環境下で従事する際に、万が一熱中症の自覚症状や当該職員に熱中症の疑いがあると他の職員が発見した場合に、当該職員は作業から離れ休息するとともに、関係職員または所属長へ連絡し、各所属において早い段階で重篤化を防止するための連絡体制を整えております。

次に、「重篤化を防止するための措置の手順の作成」では、厚生労働省が公表している手順をマニュアルとして位置づけ、各所属の体制や作業に従事する職員の体調を踏まえ、作業員の様子を相互で確認しながら「見つけ」「判断」し、「対処」できるように努めております。

次に、「関係作業者への周知」では、各所属においてミーティングや本町のシステムによる所属職員のスケジュールを共有するとともに、熱中症警戒アラートの情報なども確認しながら、各所属職員間に周知を図っております。

三つ目の戸外で業務に当たる職員には、熱中症対策として「クールファンベスト」や「ネッククーラー」など貸与すべきではないかにつきましては、戸外での作業に従事する職員用に現在 2 着のクールファンベストを保有しており、必要に応じそれらを活用して業務を実施しております。

3 点目の「やさしい日本語」の活用など、外国人の方への対応についてであります。一つ目の京都府の「やさしい日本語」市町村職員等研修会への井手町職員の年度ごとの参加状況につきましては、令和 6 年度に特に窓口対応が多い住民福祉課の職員 2 名が当該研修会に参加しております。

四つ目のトイレに限らず公共施設の「表示」については、外国人にもよく分かる「表示」が必要ではないかにつきましては、庁舎においては、窓口のカウンター上部のサインや案内版の各課名、トイレのサイン等については、日本語表記の下に世界の共通語である英語にて表記しており、エレベーターや授乳室などの施設については、文字に頼らないピクトグラムにて表示して

おります。また、山吹ふれあいセンターや図書館、いづみ人権交流センターについても、同じ方法にて表示いたしております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の給水機・ウォータークーラーの設置についてでありますが、一つ目のクーリングシェルター指定施設への給水機・ウォータークーラーの設置及び二つ目のマイボトル対応の機器の設置につきましては、まず、クーリングシェルターは冷房設備を有し、住民の方が暑さをしのぐ場所として利用できる施設を町内で6か所指定しており、4月第4水曜日から10月第4水曜日の間、各施設が開いている日時に開放しております、施設をご利用いただく際は、飲料をご自身で持参していただくか、あるいは自動販売機等で購入していただくよう案内しております。

なお、給水機・ウォータークーラー及びマイボトル対応の機器の設置については現在考えておりませんが、緊急の申出の際には、必要に応じて職員が水を提供するなど、適宜対応させていただくこととしております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 3点目の二つ目の災害発生または災害が発生するおそれがある場合の町からの緊急情報の発信は「やさしい日本語」を活用するなど、外国人の方にもよく分かる内容に改善すべきではないかにつきましては、災害時の緊急情報については、限られた文字数の中で情報発信を実施している状況であります、現在のところ、日本語教室や外国人の方々を雇用されている企業等にご協力を頂き、国の提供する災害情報提供アプリ「Safety tips」などの多言語サービスを案内するなど、日頃から緊急情報などについて周知していただけるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 三つ目の「やさしい日本語」を活用した外国人向けの冊子や印刷物の作成につきましては、現在発行している冊子や印刷物が多岐にわたることから、現在のところ「やさしい日本語」に翻訳することは困難であると考えております。

なお、本町における外国人の多くが特定技能外国人または外国人技能実習生でありますて、このうち、特定技能外国人の方については、本年4月1日以降、企業や団体は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地の市區町村に対して、共生社会の実現のために実施する施策に対する必要な協力をする旨の協力確認書を提出することとされておりますので、本町といたしましては、この制度に基づき、協力確認書の提出があった企業や団体に対しまして、既存の冊子や印刷物を提供し、個別具体的に、より確実に必要な情報を、特定技能外国人の方をはじめ外国人技能実習生の方にも周知いただくよう、協力要請を行うことといたしております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問します。

職場における熱中症対策の点、戸外で働いておられる方というのはすごく私も頭にあったんですけども、実際、給食センターなどは暑い場所であるというふうに思うんです。全国の調査では大体8割ぐらい空調がされていると伺っておりますが、井手町の場合、調理場には冷房の設備などはないと思うんです。スポットクーラーで対応されていると思うんですが、その環境というのはどれぐらいの暑さなのかというのをすごく気になっているんですが、その点はどうなんでしょうかというのが1点です。

それから2点目に、クールファンベストが2着あるということですが、先ほど環境に関わる職員でいうと、数がちょっと足らないのではないかというふうに思うんです。この基準でいうと、31度というとほぼ毎日、もし外に行っていたらね。環境衛生センターのごみ収集に当たっておられる方というのはほぼ毎日つけてというぐらいの暑さだと思うんですけども、予算化してもう少し増やす必要はないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

それから、大きな質問のウォータークーラーの設置です。先ほどクーリングシェルターには置いてなくて、必要なときは、緊急のときなどは飲ませてもらうみたいなことをおっしゃっていたんですが、国が指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの設置に関する手引というのも、令和6年2月2日に環境省から出しているんです。その中に、これは自治体の実態に応じてというただし書があるんですけども、クーリングシェルターとする場所

に置いておくものとして、椅子、ソファ、飲料水等。のぼり旗というのは、ここがクーリングシェルターだと分かるように。それからポスター等、井手町は貼ってあると思います。こういうものをふだんから置いておくと。それで、一段上の熱中症特別警戒アラートと出た場合は、飲料水、清涼飲料水、経口補水液、タオル、保冷剤、冷却材等を置くというふうに、使えるようにしておくというのが、これは国の指針といいますか一つの目安なんです。

そうすると、その目安からいうと、その場所に行って、例えば多賀の賀泉苑にちょっと休憩したいなどといったときに、多賀の賀泉苑には飲み水はないんですよ。そこで言ったらもらえるのかもわかりませんが、そういう状態だから、国の基準からいいたら、やっぱりそういうものを置くべきだと私は考えるんですが、見解を伺いたいと思います。

それから、日本語教室の職員の研修のことですが、令和6年度に窓口の方が2名、多分これは窓口対応で外国人の方が来られたらしなければならないということでの研修だったと思うんですが、令和2年から始まってますよね。それまでは井手町は行ってなかったというふうに理解するんですけども、他の自治体を見たら、例えば宇治田原町は令和5年度から行っています。井手町は令和6年度で、ちょっと出遅れているなという感覚を持つんです。そのときに配られている、京都府がどのようなことをしているかという一覧表を見たら、先ほどいろいろな冊子など出したらどうですかと言っていたんですけども、各自治体からそういうものがやっぱり出ているわけです、だから井手町も、やっぱりできるところからすべきではないかと。

確かに英語でごみの収集のものが出てたりはしているんですけども、ここで言うやさしい日本語というのは、英語をやれということではないんですよ。先ほどあったように、技能実習生の方は日本語能力検定でN1からN5まであるレベルのうちのN2ぐらいですね。ゆっくりしゃべったら分かると、そういう一定の能力を持って来ておられるんです。ですから、英語というよりは、窓口もそうだし、いろんな場所でやさしい日本語にしてあげたらいいんです。例えば小学校の入学式で、「起立」と言っても分かりませんから、1年生が入ってくるときに「立ちましょう」や、「着席」と言っても分かりませんから「座りましょう」と言うではないですか。それ、やさしい日本語なんですよ。そういう対応をするというのがやさしい日本語ということだから、そういう視点でいろんなものを僕は見直していただきたいなと。

先ほど、序内で英語の表示や絵で示すもの、そういうものもおっしゃったんですけども、一つの例で言うと、トイレの例を先ほど言いました。実際にこれは山城多賀駅であった例なんですが、非常のランプがついていたんですよ。音もして、誰かが何かあったということで、多目的トイレです。それで、しばらくして地域の方々も何だ何だということだったんだけども、実際、戸を開けて男性の方が元気にしてこられたんです。多分間違って押されたのではないかということで、私はその話を聞いて多目的トイレを見に行つたんです。そうしたら、山城多賀駅のトイレは、流すボタンというのがあるんですが、プッシュという英語で書いていました。それから、緊急のボタン、助けてくれという、「呼出」と漢字で書いてあるんですよ。それで、流すボタンの上に緊急ボタンというシールが貼ってあって、それは建設課に言って貼り替えてくれたんだけども、今どうなっているかというと、緊急時ボタンという表示に貼り替えてくれたんですよ、緊急時と。ところが、緊急時というのは外国人の方には分からぬんです。漢語ですから。和語に直して、とても危ないときや助けが必要なとき、これがやさしい日本語なんです。そういう観点でいろんなものを見直してほしい。窓口対応も、記入してくださいではなくて、ここに書いてくださいなど、そういうのが今ずっと広まっているわけですね。ですから、もう一度やっぱり全体を見直す必要があるというふうに思いますので、どうですか。

再質問は以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 私の方からはファンベストの関係で、今、環境衛生センターの件でお話しいただいたと思うんですけども、環境衛生センターの方におきましても、職員の要望によりましてファンベストを貸与している状況であります。ただ、つけるつけないというのは本人の判断にもありますので、つけているときもあればつけていないときもあったり、また、職員によつては、もちろん着替えであつたり水分を補給するというところで十分対応できているというようなことも聞いておりますので、その辺りはまた職員の要望なり判断に応じて対応していくふうに思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 私の方からは2点目の給水機・ウォーターサーバーの設置についての再質問でございます。

こちらの方につきましては、先ほども熱中症特別警戒アラートが出たときに必要となる飲料のことについてご指摘を頂いたというふうに思っております。こちらの給水機、給湯器につきましては、近隣市町でも設置されたところがあるとはお聞きしております。その状況ですね、こちらの方も設置した場合の効果について、注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 梶田学校給食センター所長。

学校給食センター所長（梶田篤志） 私の方からは1点目の職場における熱中症対策の強化についてのうち、給食センターのことについてお答えします。

先ほどご指摘いただいたとおり、調理場にはスポットクーラー2台だけとなっておりますが、そのほか下処理室という野菜を洗う部屋に1台、調理場の中に別で設けているアレルギー対策室に1台、休憩室、男女分かれているんですけども、それぞれ1台ずつ、事務室にも1台設けておりまして、職員につきましては、保冷剤を入れて使うクールベストを使いながら調理に従事しております。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問です。

このやさしい日本語が生まれた経緯は、神戸で阪神・淡路大震災が起こったときに、日本の人たちは、いろんな出される情報で避難所がどこだなど、そういうのはすぐ分かったわけです。ところが、外国人の方たちがやっぱりおられたわけですね。その人たちに伝わったのは12時間後ぐらいなんです。しかも、英語で流しているわけです。ところが実際、英語が分からぬ外国人がほとんどだったんです。ですから、英語で全てをやるというのは非常に無理がある。また、自治体によってはいろいろおられますから、ベトナムの方が来られたらベトナム語でやるなど、それも実際難しいですよね。ですか

ら、やさしい日本語を使った取組をしようというのが広がってきていて、僕も井手町の図書館に行ったら、ちゃんと公務員向けのやさしい日本語の本がありました。関連の本は3冊入っていて、さすが井手町の図書館だなど僕は思ったんですけども、そういうことなんですね。

それで伺いたいんです。災害が発生したとき、外国人の方は国からのそういうアプリなどでするというんですけども、実際、町独自として、先ほど書いていたように、町がやらないといけないんですよ。府と連携したり国と連携したり、井手町がするものとするとなっているわけですね。ですから、特に防災については、もうちょっとやっぱり積極的にこの問題に関わっていかないといけないと思います。

それから令和3年に行われた京都府の研修では、2年目に送られているんですよ。そのときは、町の防災担当の方も参加するように働きかけてくださいという案内文が出ているはずです。ですから、この外国人の方に対する防災に関わっては、もっとやらないといけないです。というふうに思います。どうでしょうか。

それと最後に、今、防災のことや窓口対応などいろいろあるんですが、町の行政の仕事を見渡したときに、もっとそれぞれの部署であると思うんです。例えば小学校など、外国人の保護者の方がおられると思うんです。そうしたら、学校から出るプリントというのは当然日本語で書かれているんですけども、それもきっちり分かりやすい、簡潔な、そういう中身。どうしたら分かるかというのは研修を受けておられると思うんですけども、そういうことで、庁全体で、縦割りで見るのではなくて、教育の分野、防災の分野、そういうことでこの問題、外国の方が増えるわけですから、その対応を考えるべきではないかなと私は考えるんですが、見解を伺いたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菅本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菅本嘉昭） まず、私の方から防災に関わる外国人対応の関係ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、まずアプリ等を周知するということで、そちらのアプリについては多言語対応はできるということでありまして、避難所情報であったり避難情報についても入手していただけるということで、こちらが今のところ一番効果的ではないかと考えております。

ますので、まずはそこをしっかりと雇用企業であったり関係団体と連携を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） やさしい日本語の関係でございますけれども、前回の質問でも答えさせていただきましたけれども、私どもも、窓口で、やさしい日本語を使いながら、そういうようなことは対応している、できることをやらせてもらっていると。今、防災であったり教育サイドのこともありましたけれども、まず私どもとしては、ご意見としてはお伺いしますけれども、できるところをやっていく。ただ、防災につきましても、どのように住民の方に全体に伝えるかというのも課題でありますし、あと外国人の方にも伝えていくというのがありますので、一朝一夕にはなかなかできないということは考えております。

ですから、私どもとして、限られた職員の中でもやれる部分はやっていっているということでございますので、また今後必要に応じて、国の動きなどにも即しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、報告第9号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記としまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、町道29号線の府道側の大型ブロック積み工について、取付け道路との取り合い部分を追加で施工する必要が生じたことや、大型ブロック積みの道路を挟んで反対側のブロック積み工について、隣接地権者との高さ調整に時間をおこしたため、ブロック積み工を一部廃工したことなどにより、請負金額の変更が生じたものであります。

それでは、次のページをお開きください。工事請負契約変更の件。

町道29号線第2工区道路改良その10工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

1、契約の対象。6道改第1号、町道29号線第2工区道路改良その10工事。2、変更契約金額。金1億1,970万6,400円、うち取引に係る消費税額、金1,088万2,400円。3、今回変更による減額。金4万8,400円、うち取引に係る消費税額、金4,400円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、報告に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第9号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第53号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、議案第53号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道34号線橋梁A1下部工工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象。7道橋第1号、町道34号線橋梁A1下部工工事。2、契約金額。金8,143万4,100円、うち取引に係る消

費税額、金 7 4 0 万 3, 1 0 0 円。3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井 12-1、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、多賀地区の国道 24 号バイパスへのアクセス町道に関する工事でありまして、南谷川に新設する橋梁の下部工工事であります。

また、工期につきましては令和 8 年 3 月 28 日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は 6 者、予定価格は税抜き 8, 384 万 4, 000 円、調査基準価格は税抜き 7, 554 万 2, 000 円、失格基準価格は税抜き 7, 403 万 1, 000 円であり、落札金額は税抜き 7, 403 万 1, 000 円、落札率は 88.29% であり、調査基準価格以下でありますので低入札価格調査のヒアリングを実施しております。

他の入札者の入札金額につきましては、雅豊建設株式会社が税抜き 7, 403 万 1, 000 円、西田建設株式会社が税抜き 7, 403 万 1, 000 円、小川組株式会社が税抜き 7, 403 万 1, 000 円、中和建設株式会社が税抜き 7, 403 万 2, 000 円、株式会社田中組が税抜き 7, 554 万 3, 000 円であります。

4 者の入札金額が同額でありましたので、くじにより業者を選定後、低入札価格調査のヒアリングを実施し、落札者を決定しております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 53 号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第 53 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第53号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第54号、財産取得について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第54号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

まちづくり協働加工施設設備品購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称。7企物第1号、まちづくり協働加工施設設備品購入。2、取得金額。金1,429万8,900円、うち取引に係る消費税額、金129万9,900円。3、取得の相手方。大阪府大阪市中央区内本町2丁目2番12号、ホシザキ京阪株式会社、代表取締役、田中裕一氏。4、取得の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の財産取得につきましては、まちづくり協働加工施設で使用するスチームコンベクションオーブンや急速冷凍冷蔵機、真空包装機などの備品を新規に購入するものでございます。

履行期限につきましては、令和8年3月31日を予定しており、入札の概要といたしましては、入札参加者は1者、予定価格は税抜き1,450万円であり、落札金額は税抜き1,299万9,000円、落札率は89.65%でありました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第54号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第54号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第55号、財産取得について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） それでは、議案第55号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

小中学校情報機器端末購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称。7井教学備第6号、小中学校情報機器端末購入。2、取得金額。金2,741万5,080円、うち取引に係る消費税額、金249万2,280円。3、取得の相手方。京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830、京都エクセルヒューマンビル、京都府市町村G I G Aスクール共同事業体、株式会社内田洋行I Tソリューションズ、代表取締役、新家俊英氏。4、取得の方法。随意契約。

なお、今回の財産取得につきましては、小・中学校児童・生徒の学習用情報機器端末、i Padの更新に係る物品購入でございます。

履行期限は令和8年1月30日を予定しており、京都府市町村教育情報化推進協議会の共同調達による購入となるため、随意契約とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 今回の購入というのがiPadの購入ということですけども、具体的にどれぐらいの数を購入されるのか。既に今もそういったタブレットを使っての授業というのはされていると思うんですが、今回iPadが導入される目的であるとか、購入されたときの効果についてお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度からGIGA第1期として活用しておりました児童・生徒の学習用端末iPdが耐用年数5年を経過することに当たり、今回、町立小学校の児童・生徒が授業等で利用する学習端末のiPd及び周辺機器を更新するものでございます。

更新台数といたしましては、井手小学校193台、多賀小学校67台、泉ヶ丘中学校154台の計414台を調達いたします。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 私の方からは更新に関わる効果についてお話しさせていただきます。

現在の1人1台端末の活用により、子どもたちは授業での観察記録を写真を含めて作成することや、アプリを用いてほかの児童・生徒と意見の交流等を行うことができており、授業改善が進んでいると教員からも聞いております。また、教員たちにとっても、子どもたちが提出したデータを即時に確認、対応できるようになっており、よりタイムリーな指導につながっていると聞いておりますので、今回の更新により、それらの効果が継続するものと考えております。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 更新というのは5年と今おっしゃったんですけど、今回これを購入したら、5年後にまた更新ということと理解していいんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりに、またこの後5年たった時点で更新をすることになると考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第55号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第55号は同意することに決定しました。

次に、日程第9、議案第44号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第44号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,473万2,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 1 億 7 , 4 2 7 万 9 , 0 0 0 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第 3 条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

第 4 条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

それでは、3 ページをご覧ください。「第 2 表繰越明許費」でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、事業名、いづみ人権交流センタ一体育館空調整備 6 , 5 0 0 万円。1 0 款教育費、3 項中学校費、事業名、中学校体育館空調設備等整備工事 1 億 3 , 5 0 0 万円。

次のページをご覧ください。「第 3 表債務負担行為」でございます。

井手町下水道事業補助金、期間、令和 7 年度から令和 8 年度まで、限度額 1 8 6 万円。井手町水道事業補助金、期間、令和 7 年度から令和 8 年度まで、限度額 1 5 3 万円。町道 2 9 号線道路改良、期間、令和 7 年度から令和 8 年度まで、限度額 1 億 2 , 6 0 0 万円。

次のページをご覧ください。「第 4 表地方債補正」でございます。

起債の目的、2 目民生施設整備事業債、今回 6 , 6 9 0 万円を追加し、限度額を 9 , 7 5 0 万円とするものであります。6 目消防防災施設等整備事業債、今回 8 0 万円を追加し、限度額を 7 , 3 7 0 万円とするものであります。7 目教育施設整備事業債、今回 1 億 3 , 8 7 0 万円を追加し、限度額を 2 億 6 0 万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1 5 款国庫支出金、補正前の額 7 億 8 , 1 3 8 万 1 , 0 0 0 円、補正額 9 9 4 万 7 , 0 0 0 円、計 7 億 9 , 1 3 2 万 8 , 0 0 0 円であります。

16款府支出金、補正前の額2億9, 602万2, 000円、補正額316万3, 000円、計2億9, 918万5, 000円であります。

18款寄附金、補正前の額98万円、補正額242万9, 000円、計340万9, 000円であります。

19款繰入金、補正前の額8億2, 919万3, 000円、補正額4億4, 331万9, 000円、計12億7, 251万2, 000円であります。

20款繰越金、補正前の額1, 855万5, 000円、補正額631万4, 000円、計2, 486万9, 000円であります。

21款諸収入、補正前の額1, 918万1, 000円、補正額316万円、計2, 234万1, 000円であります。

22款町債、補正前の額4億4, 400万円、補正額2億640万円、計6億5, 040万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額54億9, 954万7, 000円、補正額6億7, 473万2, 000円、計61億7, 427万9, 000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億6, 189万6, 000円、補正額1, 881万4, 000円、計12億8, 071万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1, 311万円、その他の242万9, 000円、一般財源の327万5, 000円であります。

3款民生費、補正前の額13億6, 716万9, 000円、補正額7, 625万4, 000円、計14億4, 342万3, 000円、財源内訳といたしまして、地方債の6, 690万円、一般財源の935万4, 000円であります。

4款衛生費、補正前の額3億9, 267万7, 000円、補正額20万円、計3億9, 287万7, 000円、財源内訳といたしまして、一般財源の20万円であります。

9款消防費、補正前の額3億8, 427万8, 000円、補正額376万4, 000円、計3億8, 804万2, 000円、財源内訳といたしまして、地方債の80万円、その他の296万4, 000円であります。

10款教育費、補正前の額5億8, 094万7, 000円、補正額1億3, 500万円、計7億1, 594万7, 000円、財源内訳といたしまして、

地方債の1億3,870万円、一般財源の370万円の減であります。

12款公債費、補正前の額3億5,560万3,000円、補正額4億4,070万円、計7億9,630万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の4億4,070万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額54億9,954万7,000円、補正額6億7,473万2,000円、計61億7,427万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,311万円、地方債の2億640万円、その他の4億4,609万3,000円、一般財源の912万9,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和7年度井手町一般会計補正予算（第3回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号①事業名、いづみ人権交流センタ一体育館空調整備、事業費6,500万円、財源内訳としまして、地方債の6,500万円。事業の概要としまして、空調整備、室内機12台、室外機2台等であります。

図面対象番号②事業名、消防車庫改修、事業費80万円、財源内訳としまして、地方債の80万円。事業の概要としまして、北部区消防車庫外壁等改修であります。

図面対象番号③事業名、中学校体育館空調設備等整備工事、事業費1億3,500万円、財源内訳としまして、地方債の1億3,500万円。事業の概要としまして、空調整備、室内機14台、室外機4台、照明LED化であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私の方からは9ページ、先ほど説明ありました、いづみ人権交流センター体育館空調整備と中学校体育館空調設備等整備工事についてお尋ねします。

この夏、多賀小学校、井手小学校につきましても空調の整備が開始されまして、そのときにも動力をどういった形でするかというのはいろいろ議論されたと思うんですが、今回の二つの事業につきましても、プロパンガスであるとか都市ガス、またほかの動力を使うということの議論があったと思うんですが、どれをされているのか。もし、既に決まっているのであれば、それをされた根拠についてもお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 私の方からは、いづみ人権交流センター体育館空調整備の件であります。今回ですけども、それぞれ室外機が2台、壁かけ式の室内機を体育館の長短の長辺側に各6台の計12台を設置する工事であります。エアコンに関しましては、通常時、室内機につきましては商用電力で稼働させまして、室外機につきましては、今年度施工の井手小学校体育館の空調設備と同じく、プロパンガスを燃料にしたガスエンジンで稼働させる仕組みを予定しております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） ただいまの質問の、中学校につきましてもお答えさせていただきます。

先ほどお話をありました両小学校の空調の設置の際に、熱源をどうするかということを調査してまいりました。今回も同じようにガスにするのか電気にするのか、それぞれのイニシャルコスト、ランニングコスト、また、中学校も地震で災害時の避難所にもなりますので、やはり強靭性というのも考慮しなくてはいけないということで、同じように比較検討した結果、井手小学校と同じ、プロパンガスを使用しました電源自立型ガスヒートポンプ方式で工事を進めたいと考えております。空調の設備、エアコンに関しましては、通常時は室内機は商用電力にて駆動させまして、室外機はプロパンガスで駆

動させる仕組みでございます。

先ほども申しましたように、災害時での活用も考慮しているため、電源自立型方式という停電の際に自家発電装置を整備したものを探用しております、室外機内部に発電機の機能も有しているものでございます。そのため、災害時など、商用電力の供給が止まった場合でも、室内機だけでなく、照明、コンセントにも電力を供給することが可能になるなど、災害時での強靭性にも優れている方式を採用いたします。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） いづみ人権交流センターも井手小学校と同じようにということですから、同じような根拠でされているということで、確認ですけど、よろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 議員ご指摘のように、同じ方式を取っていきたいと考えております。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 10ページの歳出のところになるんですが、下、2款総務費の1のところです。定額減税不足額給付金ということで、町長の方からも提案がありましたが、509万2,000円、これ、何世帯なのかということを伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

理事（木田ゆかり） ただいまのご質問にお答えします。

差額は、ちょっと計算しないとでてこないのですが、6月補正の時点で給付対象者数は726名、給付総額は2,180万円を要求しておりましたが、今回町府民税が確定し、転入者の所得情報も確認できたことから、不足が見込まれる給付金の予算を要求するものです。最終的な給付対象者数は796

名、給付総額は2, 286万円を見込んでおります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 11ページの物価高騰対策し尿処理手数料等補助ということで、以前、議会の中で、給付から漏れている住民の地域があるということをご指摘させてもらったところだと思うんですが、これ、都市計画区域というふうに言っているんですが、具体的に言うと田村新田区だけなのか。それ以外にも、田村新田区以外で都市計画区域に入っていないところがありますよね。その地域の中に、例えば浄化槽を使っておられる地域など、そういうところは、あつたらそこもしないといけないのかなというふうに思うんですが、これで完全に網羅されているのかどうか、抜けているところはないのかということ。

それから、ここを見ていて思ったことなんですが、都市計画区域で実際は下水道を引きたいと。ところが、地形上の問題でそれは無理だと言われているようなところがひょっとしたらあるかもわからないんです。そういうところについてはどうなのか。その辺の漏れはないのかということを伺いたい。それが1点です。

それと、今回の補正の中でいうと、し尿処理のところと浄化槽のところがあると思うんですが、それぞれ対象何世帯あるのか伺いたいと思います。

それともう1点、同じところで、大正池の野外活動センターがありますよね。これ、指定管理になっているんですが、ここについてはどうなのか。

それから、たくみの里のところにキャンプ場などあると思うんです。経営されているかと思うんですが、そういうところはこの対象になっているのかどうか。ちょっと細かいことですけども、非常に配慮して予算を組まれていますので、お聞きしたいというふうに思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまの物価高騰対策し尿処理手数料等の補助のご質問ですけれども、まず、想定しているのは田村新田区だけなのかと

いうご質問ですが、基本的に都市計画区域外ということで、対象としているのは田村新田区を想定して設定しております。ただ、それ以外の都市計画区域につきましては、現在のところ、こちらで把握しているものはございませんので、そちらについては漏れはないというふうに考えております。

続きまして、下水道を引きたいけれども引けないところ、こちらにつきましては、その処理計画区域に入っておられるところにつきましては、原則として対象外ということで考えております。といいますか、都市計画区域内については対象外ということで考えております。

続きまして、世帯、対象の件数につきましては、し尿処理につきましては 10 件、そして浄化槽の利用者につきましては 10 件ということで考えております。

続きまして、指定管理を行っている大正池ですけれども、こちらについては、浄化槽の清掃等につきましては役場の方で支出しておりますので、今回の対象外です。

たくみの里につきましては、今回対象という形で考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8 番（谷田利一） 私の方から、元に戻るんですけども、いづみ人権交流センターと中学校の体育館の空調ですけども、いづみ人権交流センターの方は 12 台で室外機 2 台、中学校の方は 14 台で室外機 4 台というのは、どういう分け方というか、室外機をこれだけ増やさないとというか、調整する関係で中学校の方は室外機が 4 台になっているのか。いづみ人権交流センターは例えば東西で 2 台という勘定だと思うんですけども、この違いというか、なぜここまでしないといけないのか。2 台、2 台ではいけないんですか。金額的にも変わってくると思うんですけども、説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 山之江参与。

参与（山之江亨） 今の空調の関係です。私も技術的に見ておりましたので、私の方で答えさせてもらいますと、いづみ人権交流センターと中学校を比較すると、同じような台数であったり違いがあったりというようなところがあ

って、金額の方も違うと思うんですけども、これらにつきましては、現場の設置条件ですね。壁につけないといけないのか、あるいは天井からぶら下げるのかというようなところなど、あと、そもそも体育館なりの部屋の大きさが全く違ったりしますので、それぞれの場所の設置の条件に合った規格のもの、あるいは設置に必要なスペック、こういったものを選定して台数がこのような形になって、なおかつ値段も変わるというようなことになってございますので、そのようにご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 中学校の場合、室外機4台となっているんですけども、いづみ人権交流センターの方は2台ということは、これ、4台をばらで動かす必要があるときがあるからこうなったんですか。それとも、別に室外機2台だったら、北と南とだけで中学校の場合いけると思うんですけども、4台になっているということは、分離しないといけないことでこういうふうになったんですか。その事情を聞きたかったんです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 山之江参与。

参与（山之江亨） 今の質問でございますけれども、中学校の方は体育館だけではなくて柔道場とミーティングルームもございますので、兼用できるところは兼用しつつ、そちら用の室外機、それで台数が違うというふうにご理解ください。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 12ページの民間等資金繰上償還元金ですが、4億4,070万円を償還するというんですが、民間というのはどこなのかということ。

それから、この償還により利子が減るということだと理解しているんですが、どれぐらいの効果が予想されているのかということを伺います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） まず、どこから借入れかということなんですか  
ど、こちら京都府市町村振興協会から借り入れているものでございます。

あと、効果というか利息がどれぐらい減るかなんですが、約7,000  
万円の利息が不要になるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 戻ります。11ページの消防団員退職報償金です。これ、  
何人分の退職金なのか。

それと、消防団員によって金額が違うと思うんですが、その内訳が分かれ  
ば伺います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまの消防団員の退職金の関係でござ  
いますけれども、今回の対象者については6名となっております。その内  
訳につきましては、団員と部長と班長、また部長経験という者がおりまして、  
それぞれ団員につきましては、33万4,000円が3名、続いて、班長につきましては、56万4,000円が2名、同じく部長なんですが、  
団員の在団年数が長い者ということで83万4,000円、こちらが前回条例  
改正させていただいた30年以上の者が1名おられますので、83万4,  
000円が1名ということで、合計296万4,000円が支出予定でござ  
います。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第44号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。14時45分まで。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10、議案第45号、令和7年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第45号、令和7年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和7年度井手町水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和7年度井手町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入であります。第1款水道事業収益、既決予定額1億3,501万3,000円、補正予定額ゼロ円、合計1億3,501万3,000円。第1項営業収益、既決予定額9,913万円、補正予定額153万円の減、合計9,760万円。第2項営業外収益、既決予定額3,588万2,000円、補正予定額153万円、合計3,741万2,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第45号、令和7年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第46号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第46号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。2款使用料及び手数料、補正前の額3,015万5,000円、補正額125万円の減、計2,890万5,000円であります。

5款繰入金、補正前の額1,118万7,000円、補正額125万円、計1,243万7,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額7,180万6,000円、補正額ゼロ円、計7,180万6,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。今回、補正額及び補正額の財源内訳はございません。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、令和7年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第47号、令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第47号、令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ918万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,942万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和6年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金などの補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。

歳入であります。4款支払基金交付金、補正前の額2億5,947万円、補正額7万2,000円、計2億5,954万2,000円であります。

8款繰越金、補正前の額1,000円、補正額911万5,000円、計911万6,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額10億3,024万円、補正額918万7,000円、計10億3,942万7,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。6款諸支出金、補正前の額1万1,000円、補正額918万7,000円、計919万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の7万2,000円、一般財源の911万5,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額10億3,024万円、補正額918万7,000円、計10億3,942万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の7万2,000円、一般財源の911万5,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第47号、令和7年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとお

り可決されました。

次に、日程第13、議案第48号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第48号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和7年度井手町下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和7年度井手町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。第1款下水道事業収益、既決予定額3億7,703万2,000円、補正予定額ゼロ円、合計3億7,703万2,000円。第1項営業収益、既決予定額1億7,718万2,000円、補正予定額330万円の減、合計1億7,388万2,000円。第2項営業外収益、既決予定額1億9,985万円、補正予定額330万円、合計2億315万円であります。

第3条、資本的収入及び支出の規定であります。予算第4条本文括弧書き中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,425万1,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,497万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金7,938万7,000円を過年度分損益勘定留保資金7,866万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。第1款資本的収入、既決予定額2億3,281万3,000円、補正予定額800万円、合計2億4,081万3,000円。第1項企業債、既決予定額1億1,530万円、補正予定額1,900万円、合計1億3,430万円。第3項補助金、既決予定額4,930万円、補正予定額1,100万円の減、合計3,830万円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出、既決予定額3億2,645万1,000円、補正予定額800万円、合計3億3,445万1,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億5,683万5,000円、補正予定額800万円、合計1億6,483万5,000円であります。

次のページ、裏面をご覧ください。

第4条、企業債の規定であります。予算第5条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業債、今回1,900万円を追加いたしまして、限度額を1億3,430万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号①事業名、改築更新事業、事業費800万円、財源内訳といたしまして、地方債の800万円。事業の概要といたしまして、マンホールポンプ制御盤等移設1箇所であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 質問です。マンホールポンプ制御盤等移設1箇所とあるんですが、このマンホールポンプというの、どういう働きをするのか。その機能について伺います。

それから、制御盤等とありますから、等とあるということは、何かほかにもあるのかということが1点。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問でございますけども、マンホールポンプの働きといいますか機能といいうものは、通常、下水道といいますのは高いところから低いところへ自然流下するわけでございますけども、どうしても低い箇所から高い箇所に汚水をマンホールポンプで圧送して送らなければいけないような、地形的に難しいところがございますので、そういうところの汚水を排除するための設備といいうのがマンホールポンプということございます。

今回はその制御盤等ということでございますけども、制御盤を囲っておりますフェンスでありますとか支柱でありますとか、そういうものも移設対象となりますので、ここで等ということで、その設備以外のものということで予算として計上しているわけでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第48号、令和7年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は9月12日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 奥田俊夫

署名議員 小割直彦

署名議員 岡田久雄